令和８年（フ）第２００１号
名古屋市北区上飯田北町２丁目44番地　ウイング柴Ａ棟102号
債務者　有馬　宗晃
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００４号
名古屋市中村区高道町６丁目９番22号　カーサヴェルデⅡ　203号
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０２７号
名古屋市西区鳥見町２丁目37番地　ラルジュ鳥見501号
債務者　大西　康仁
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７６号
釧路市新橋大通８丁目２番1209号
債務者　山内亜由未
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８７号
釧路市川北町２番2201号　新川北団地わかば一2201号室
債務者　松田　晴美
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６２号
北海道北見市北進町１丁目10番３一32号
債務者　白鳥　愛美
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第２９９号
盛岡市馬場町５番５号　こみや荘103号
債務者　三田地　護
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１２８３号
さいたま市見沼区春野１丁目２番４一9052号
債務者　髙野　美香
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２９号
埼玉県朝霞市本町３丁目４番８一203号
債務者　池田　薫子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４７０号
さいたま市南区根岸３丁目23番７号　第一九曜コーポ305
債務者　山崎　俊介
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３５１号
埼玉県春日部市備後東７丁目19番８号　第２ハイツ原田101
債務者　鈴木　建市
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３９０号
埼玉県春日部市大枝1021番地14
債務者　渡邉　純子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５０２号
埼玉県越谷市相模町１丁目97番地１　ペアレンツM201号
債務者　小林　章子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２７０号
埼玉県羽生市大字須影640番地４、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町本田４丁目６番７号　グレープハウスC
債務者　寺田由美子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２７６号
埼玉県行田市持田４丁目32番４号
債務者　増田利惠子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２８７号
埼玉県熊谷市末広３丁目５番55号　県営熊谷末広団地１号棟213号室
債務者　菅原　明美
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部